

仕 様 書

1. 事業名

海外メディアを招請したせとうち地域の情報発信事業

2. 履行期間

契約締結の日～令和8年3月19日（木）

3. 事業の目的

一般社団法人せとうち観光推進機構（以下「機構」という。）は、瀬戸内海を囲む7県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県。以下、「せとうち地域」という。）が合同してせとうちブランドを確立し、地域経済活性化や豊かな地域社会実現を目指している。

機構のメインターゲットは欧米豪5か国（英・仏・独・米・豪の5か国。以下、「ターゲット市場」という。）の高付加価値旅行者層※1であり、ターゲット市場に対してせとうち地域の美しい景観や伝統文化、芸術、食の魅力など海外から選好される魅力ある観光地域づくりを進め、旅行者等の来訪及び滞在の促進による地域活性化を図ることが必要である。

本事業においては、選定したターゲット市場・ターゲット層に影響力を持つ海外メディアをせとうち地域に招請し、ターゲット市場の高付加価値旅行者層向けの宿泊施設への宿泊や体験及び現地での人々との交流等を通じてせとうち地域の魅力やその源泉であるストーリーを深く掘り下げた発信に繋げ、せとうち地域への誘客を促進することを目的とする。

※ターゲット市場における機構のメインターゲットは、ET層（異文化好奇心を持つ旅慣れた知的旅行者層）やSIT層（特定の関心・趣味を目的とする旅行者層）等の高付加価値旅行者層を想定している。

4. 業務内容

上記の事業目的を踏まえ、以下（1）から（3）の業務を遂行すること。後述する活動指標（アウトプット）及び成果指標（アウトカム）に示す数値の達成に向け、機構の承認の上、業務を実施すること。

※活動指標（アウトプット）及び成果指標（アウトカム）に関しては、業務ごとに、より具体的な目標を分けて企画提案すること。また、機構が実施する他事業と連動を意識して、事業を推進すること。

（1）基本業務

ターゲット市場に即した業務活動計画、及び方法を提案し、事前に機構と協議の上で決定し業務を遂行すること。活動計画の策定に当たっては、せとうち地域の魅力やストーリーを深く掘り下げた発信につながる有力な海外メディアを具体的に示すとともに、活動指標（アウトプット）及び成果指標（アウトカム）達成に向けた具体的な活動内容やスケジュール等、企画提案すること。

ア 海外メディアの選定

（ア） せとうち地域への誘客促進の観点から、ターゲット市場・ターゲット層に対し影響力があると考えられる有力な海外メディアを選定すること。

・海外メディアの提案にあたっては、会社名、媒体の特徴、読者層、購読者数・月間PV数、市場における強み等具体的な情報・根拠を挙げること。

※最終的な具体的な連携先については、機構と協議の上、決定する。

イ FAM ツアーの実施

(ア) 行程について

上記アで選定した海外メディアを対象とした FAM ツアーを企画運営、提案すること。

- ・ターゲット市場のうち、3ヶ国以上の海外メディアを対象としたせとうち地域視察ツアーを3回（3コース）以上実施すること。
- ・ターゲット市場におけるトレンドや当該メディアの顧客層等を意識したテーマに沿って、せとうち地域の魅力やストーリーを体験できる行程、内容を提案すること。また、最終的なツアー行程については被招請者の意見等も参考に、機構との協議の上、決定するものとする。
- ・FAM ツアー1回あたりせとうち地域の2県以上をめぐることとし、ツアー全体の中でせとうち地域の各県に最低1回は訪問するよう計画すること。
- ・FAM ツアー1回あたりの期間は3泊4日以上、実施回数は3回以上とし、具体的な期間や回数については提案によるものとする。

(イ) ツアー実施時期

提案を基にしつつ、具体的な実施時期は機構との調整により決定する。

(ウ) FAM ツアー実施に関する調整

以下の手配及び費用負担を行うこと。

なお、被招請者に対して心のこもった接遇や対応など、おもてなしを心がけること。

- ① 招請及び事前・事後の連絡調整に要する費用
 - ② 専用車両の乗務員に係る宿泊・食事に要する費用
 - ③ 有料道路等利用料・駐車料金
 - ④ 車中での飲料水
 - ⑤ 視察施設等の入場料
 - ⑥ 国内旅行傷害保険
 - ⑦ その他備えが必要なもの
- ・FAM ツアー中の万一の事態や第三者に対する損害を補償すべき責に対し、対応可能な備えを事前に行うこと。
 - ・視察先の予約、宿泊施設等の視察許可の申請及び、入場料体験料等の支払いを必要人数分行うこと。
 - ・上記を踏まえ、ツアー実施日の2週間前を目処に機構と協議の上、行程詳細を決定すること。

(エ) 募集・招請業務

上記アで選定した海外メディアのライターを募集・招請すること。

※被招請者に関しては事前に機構と協議の上、決定する。

(オ) 招請者数

海外メディア3社（3名）以上とすること。

※具体的な招請数は提案による。原則としてターゲット市場から招請することとするが、事業者によっては

国内からの招請も可とする。

- ・各ツアーには原則として機構職員1名＋添乗員1名＋通訳ガイド1名随行させることとし、費用もその全てを含めること。

※FAM ツアーによる検証結果の取りまとめを行う担当者として、機構職員をツアーに随行させること。

- ・現地ガイドや観光施設等を熟知しているスタッフ等を積極的に活用し、被招請者へ観光施設やコンテンツへの理解を深めさせる体制を整えること。なお、当該案内においては誘客に繋がるよう、多言語対応のサポートを意識すること。
- ・受託者（通訳ガイド及び添乗員を含む）は、ツアー実施前に機構と事前確認のためのミーティングを行うこと。
- ・被招請者に対し、ツアー行程にある観光地の基本情報等を事前説明し、効果的なツアー実施に努めること。

（カ） 宿泊

旅館の場合は1部屋1名の夕朝食付き、ホテルの場合は1部屋1名の朝食付きを原則とする。なお宿泊施設はターゲット層や行程等から総合的に判断し、選定すること。

（キ） アクティビティ

ツアーのいずれかに、ターゲット市場・ターゲット層を想定したせとうち地域内のアクティビティ、クルーズ、アート巡り、文化体験等を含んだ提案とすること。

（ク） 移動手段

移動手段に車両を使用する場合は、専用車両を原則とすること。せとうち地域内までの移動に要する国際線・国内線等については、定期航路のエコノミークラスを基本とし、手配経費に含めること。

※機構職員はせとうち地域内の空港、新幹線下車駅から合流を想定

（ケ） アンケート調査の実施

被招請者に対し、訪問した観光地の評価等を内容とするアンケート調査やヒアリング等を実施し、本事業の効果を調査・分析するとともに後記の実施報告書の中で取りまとめること。アンケート調査の実施内容は機構と事前に調整すること。

ウ 記事掲載の支援

- （ア） 上記イの FAM ツアーでの取材をベースとした効果的な内容での記事掲載に向け、被招請者に対し必要なサポート及びフォローアップを行うこと。

- （イ） せとうち地域内の各県が記事化されるよう、働きかけを行うこと。

（2） 報告業務

ア 例月報告

毎月15日迄に前月実施した活動状況（各業務の進捗状況、海外メディアの発信力や強み、掲載予定の媒体情報、URL、原稿内容等）について、日本語で報告書を提出すること。また、必要に応じて事業進捗確認等の報告会を機構からの指示のもと対面またはオンラインで適宜実施すること。

なお、報告の提出にあたっては事前に機構と協議を行うこと。

イ 年間報告書

(ア) 提出物 事業実施報告書（A4判）1部、及び電子データ

(イ) 提出場所 一般社団法人せとうち観光推進機構

(ウ) 提出期限 令和8年3月19日（木）

なお、報告書の作成にあたっては、以下について留意のこと。

- ・提出期限の14日前には素案を機構に共有し、内容についての意見を求めること。加えて、履行期間の満了までに変更があった数値等は都度反映すること。
- ・事前に機構職員の承認を受けること。
- ・事業実施状況をわかり易く編集すること。
- ・事業実施による効果を調査し、取りまとめること。
- ・記事については、オンラインの場合はURL及び原稿内容、オフラインの場合は媒体を提出すること。

(3) その他

当事業に関する業務を円滑かつスピーディーに進めるため、担当者ごとの役割を明確に定め、指示系統がシンプルな事業推進体制とし、本事業の窓口担当責任者を明確にすること。

5. 活動指標（アウトプット）成果指標（アウトカム）に関して

<活動指標（アウトプット）>

- ・欧米豪（英、仏、独、米、豪）のうち、海外メディアを3か国以上招請したFAMツアーの実施：3回以上

<成果指標（アウトカム）>

- ・各メディアにおける取材を通じた記事掲載：1社あたり1本以上
※当該メディアの主たる媒体での掲載
（SNSを除く）
※掲載時期については、原則履行期間内とする。

6. 概算予算額

15,000,000円（税込）

7. 契約代金の支払い

契約代金の支払いに関しては、業務完了後の精算払いとする。なお、支払時期は令和8年4月下旬を見込んでいる。

8. 物品の所有権

受託者が委託料から業務に必要な物品を調達した場合、契約期間の満了に伴い残存物品の所有権は機構に帰属するものとする。また、その処理については機構の指示に従うこと。

9. 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし事前に文書により機構と協議し承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

10. 作成物に関する権利の帰属

本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

- (1) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て機構に帰属する。
- (2) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ機構に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (3) 上記（1）（2）の規定は、「10. 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

11. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、機構と別途協議の上、処理すること。
- (2) 事業の実施にあたって、各国の法律・慣習等を確認の上、遂行すること。
- (3) 機構は、必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。